(19) **日本国特許庁(JP)**

(12) 特許公報(B2)

(11)特許番号

特許第6693740号 (P6693740)

(45) 発行日 令和2年5月13日(2020.5.13)

(24) 登録日 令和2年4月20日 (2020.4.20)

(51) Int.Cl.			FΙ		
A61M	<i>5/20</i>	(2006.01)	A 6 1 M	5/20	500
A61M	5/24	(2006.01)	A 6 1 M	5/24	500
A61M	5/31	(2006.01)	A 6 1 M	5/31	520

請求項の数 14 (全 10 頁)

特願2015-505949 (P2015-505949) (21) 出願番号 (86) (22) 出願日 平成25年4月12日 (2013.4.12) (65) 公表番号 特表2015-512760 (P2015-512760A) (43) 公表日 平成27年4月30日 (2015.4.30) (86) 国際出願番号 PCT/US2013/036405 (87) 国際公開番号 W02013/155435 (87) 国際公開日 平成25年10月17日 (2013.10.17) 審査請求日 平成28年4月12日 (2016.4.12) 審判番号 不服2018-3359 (P2018-3359/J1) 審判請求日 平成30年3月7日(2018.3.7) (31) 優先権主張番号 61/624, 218

(32) 優先日 平成24年4月13日 (2012.4.13)

(33) 優先権主張国・地域又は機関

米国(US)

||(73)特許権者 595117091

ベクトン・ディキンソン・アンド・カンパ

BECTON, DICKINSON A ND COMPANY

アメリカ合衆国 ニュー・ジャージー 〇 7417-1880 フランクリン・レイ

クス ベクトン・ドライブ 1

1 BECTON DRIVE, FRA NKLIN LAKES, NEW JE RSEY 07417-1880, UN ITED STATES OF AMER

ICA

(74)代理人 110001243

特許業務法人 谷・阿部特許事務所

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 コンポーネントの適切な結合を示すインジケータを持つ自己注射装置

(57)【特許請求の範囲】

【請求項1】

自己注射装置であって、

投与量設定装置を備えた本体と、

前記本体に螺合されるように適合された液体薬剤カートリッジを保持するカートリッジ ホルダーであって、該カートリッジホルダーと前記液体薬剤カートリッジのうち少なくと も 1 つが針受け部を含んでいる、カートリッジホルダーと、

前記液体薬剤カートリッジに力を加えて、前記液体薬剤カートリッジから液体薬剤を、 前記投与量設定装置により選択された投与量に応じて強制するための駆動機構と、

前記本体と前記カートリッジホルダーとが互いに適切に螺合されていることを示すため に、回転して整列されるようになっている前記本体の外面上の第1のインジケータマーク と前記カートリッジホルダーの外面上の第2のインジケータマークとを含む視覚インジケ - タと、

設定された薬剤投与量と整列した前記本体上のポインタであって、ユーザが所望の薬剤 投与量を設定するのを支援するためのポインタと

を備え、前記視覚インジケータおよび前記ポインタは前記本体の長手方向に沿って配置さ れ、

前記本体は本体開口を有し、前記本体開口は、前記投与量設定装置を操作することによ って選択された前記液体薬剤の投与量をユーザに視覚的に示すための投与量設定窓を含み 、かつ前記投与量を表す数値軌道と同じ角度に配向された細長いスロットであり、

前記本体は前記投与量設定窓の周りを取り囲むカバー開口を有するカバーをさらに含み、前記カバー開口は、前記本体開口および前記カバー開口の両方の部分の上に延びる前記ポインタを有する、自己注射装置。

【請求項2】

前記第1のインジケータマークおよび前記第2のインジケータマークは、前記カートリッジホルダー及び前記本体のそれぞれから持ち上がっている、請求項1に記載の自己注射 装置。

【請求項3】

前記第1のインジケータマークおよび前記第2のインジケータマークの形状が同一である、請求項1に記載の自己注射装置。

【請求項4】

前記第1のインジケータマークおよび前記第2のインジケータマークの形状が異なる、 請求項1に記載の自己注射装置。

【請求項5】

前記本体上の前記視覚インジケータは隆起しており、バー形状を有する、請求項 1 に記載の自己注射装置。

【請求項6】

前記投与量設定装置がノブである、請求項1に記載の自己注射装置。

【請求項7】

前記液体薬剤がインスリンを含む、請求項1に記載の自己注射装置。

【請求項8】

さらに、前記カートリッジホルダーの一部を着脱可能に覆うキャップを含む、請求項 1 に記載の自己注射装置。

【請求項9】

前記キャップは、該キャップが前記カートリッジホルダーに装着されたときに該カートリッジホルダー上の前記第2のインジケータマークが見えるように、透明又は半透明の材料を含む、請求項8に記載の自己注射装置。

【請求項10】

自己注射装置であって、

投与量設定装置を備えた本体と、

前記本体に螺合されるように適合された液体薬剤カートリッジを保持するカートリッジホルダーであって、該カートリッジホルダーと前記液体薬剤カートリッジのうち少なくとも1つが針受け部を含んでいる、カートリッジホルダーと、

前記液体薬剤カートリッジに力を加えて、前記液体薬剤カートリッジから液体薬剤を強制するための駆動機構と、

送達される投与量を示すポインタを有しており、表示用開口を有する端部カバーによって形成された投与量インジケータであって、前記端部カバーが前記本体の一部を覆っており、及び、前記表示用開口により、本体開口の周りの前記本体の一部が該表示用開口を通して見えるようになっている、投与量インジケータと、

前記本体と前記カートリッジホルダーとが互いに適切に螺合されていることを示すために、回転して整列されるようになっている前記本体の外面上の第1のインジケータマークと前記カートリッジホルダーの外面上の第2のインジケータマークとを含む視覚インジケータと

を備え、前記投与量インジケータおよび前記視覚インジケータは前記本体の長手方向に沿って配置され、

前記本体開口は、前記本体開口内において前記投与量を表す数値軌道と同じ角度に配向された細長いスロットであり、

前記ポインタは、前記本体開口および前記表示用開口の両方の部分の上に伸びている、 自己注射装置。

【請求項11】

20

10

30

40

前記ポインタが前記表示用開口と前記本体開口との中央部に位置する、請求項 1 <u>0</u> に記載の自己注射装置。

【請求項12】

前記表示用開口が略円形である、請求項10に記載の自己注射装置。

【請求項13】

前記表示用開口が略楕円形である、請求項10に記載の自己注射装置。

【請求項14】

さらに、前記カートリッジホルダーの一部を着脱可能に覆うキャップを含む、請求項 1 0 に記載の自己注射装置。

【発明の詳細な説明】

10

【技術分野】

[0001]

関連出願の相互参照

この出願は、2012年4月13日に出願された米国仮特許出願第61/624,218号による優先権を35 USC §119(e)に基づき主張するものであり、その開示は全体が参照により本明細書に組み込まれる。

発明の分野

本発明は、一般に自己注射装置に関する。より詳細には、本発明は一般に、薬剤送達ペンの重要なコンポーネントが相互に適切に結合されているかどうかをユーザに警告する視覚インジケータを有する薬物送達ペンに関する。

20

30

【背景技術】

[0002]

インスリンおよびその他の注射薬が薬物送達ペンで一般に投与されるが、それにより、 使い捨てのペン型針アセンブリが取り付けられて、薬剤容器へのアクセスが容易になり、 容器から患者への針を通した流体放出が可能になる。

[0003]

典型的な薬物送達ペンの組立及び動作が、Marshらによる2006年10月12日公開の米国特許出願公開第2006/0,229,562号公報に記載されており、その全体が本明細書に参照により組み込まれている。薬剤送出ペンは典型的に、注入される投与量の正確な量を制御できるダイヤル機能を含む。しかしながら、投与量の正確さは、薬剤送達ペンの主な構成要素、すなわち、投与量ダイヤル機能を有する本体と液体薬剤カートリッジを保持する薬剤カートリッジホルダーとが互いに適切に結合されているという仮定に基づく。ピストンなどの駆動機構は、本体から、カートリッジホルダー内に収容された薬剤カートリッジに対して延びており、その動きは、カートリッジホルダーのの本体の適切な取り付けに基づいている。しかしながら、本体とカートリッジホルダーの間の適切な結合は、ユーザエラー、または、本体とカートリッジホルダーの間での不要な部分的分離を引き起こす振動または意図しない力の何らかの形態によって失われることがある。

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

[0004]

40

50

したがって、薬剤送達ペンの重要なコンポーネントが正しく結合されていないことであって、そのことによりユーザへの薬剤の不適切な投与量という結果を生じるであろうことをユーザに警告することができる改良された薬物送達ペンのニーズが存在する。

【課題を解決するための手段】

[0005]

本発明の一態様によれば、主なコンポーネントが互いに適切に取り付けられていないことであって、そのことにより該ユーザへの薬剤の不適切な投与量という結果を生じ得ることをユーザに警告するための視覚インジケータを含む薬剤送達ペンが提供される。

[0006]

本発明の目的は、そのような目的に使用することができる視覚インジケータの様々な実

施形態を提供することである。

[0007]

これらの目的および他の目的は薬剤送達ペン形式において自己注射ペンを提供することにより実質的に達成され、該自己注射ペンにおいて、投与量ダイヤル機能を有する本体及びカートリッジホルダーにそれぞれマークが付けられ、本体とカートリッジホルダーが互いに適切に結合されている場合はそれぞれのマークが互いに整列してユーザに正しい結合を知らせる。

【図面の簡単な説明】

[0008]

本発明の様々な目的、利点及び例示的な実施形態の新規な特徴は、より容易に、以下の詳細な説明を添付の図面と併せて読むことで理解されるであろう。

【図1】本発明の一実施形態による薬剤送出ペンの斜視図である。

【図2】図1の薬剤送出ペンの、キャップを外した状態の斜視図である。

【図3】薬剤ホルダーの、図1の薬剤送達ペン本体への適切な取り付けを示す視覚インジケータの拡大図である。

【図4】送達されるべき薬剤の投与量のための、図1の薬剤送出ペンのディスプレイ窓の拡大図である。

【図5】本発明に従った薬物送達ペンの別の実施形態の斜視図である。

【図6】図5の薬物送達ペンの、キャップを外した状態の斜視図である。

【図7】薬剤ホルダーの、図5の薬剤送達ペン本体への適切な取り付けを示す視覚インジ 20 ケータの拡大図である。

【図8】送達されるべき薬剤の投与量のための、図5の薬剤送達ペンのディスプレイ窓の拡大図である。

【図9】本発明に従った薬物送達ペンの別の実施形態の斜視図である。

【図10】図9の薬物送達ペンの、キャップを外した状態の斜視図である。

【図11】薬剤ホルダーの、図9の薬剤送達ペン本体への適切な取り付けを示す視覚インジケータの拡大図である。

【図12】送達されるべき薬剤の投与量のための、図9の薬剤送達ペンのディスプレイ窓の拡大図である。

【発明を実施するための形態】

[0009]

図1~4は、本発明の自己注射装置の一実施形態を開示している。自己注射装置1は、本体2と、カートリッジホルダー3とキャップ4とを含む。カートリッジホルダー3は、インスリンなどの液状薬剤を収容する(図示せず)使い捨てカートリッジを内蔵している。カートリッジホルダー3は、好ましくは、本体2及びカートリッジホルダー3上の雄型スレッド及び雌型スレッドを介して本体2に固定されている。本体2は、投与量設定装置29を、好ましくはダイヤル形式で含む。ユーザは投与量設定装置29を回転させて、ウィンドウ24で見られる対応する目盛りに所望の投与量を合わせることによって注射する適切な投与量を選択し、そして次いで、投与量設定装置29を押圧し、所望の量の液体薬剤が注射針からユーザの皮膚に強制されるように、ピストンなど(図示せず)の駆動機構を注射針に結合されたカートリッジに対し作動させる。

[0010]

投与量設定装置 2 9 は、カートリッジホルダー 3 が本体 2 に適切に取り付けられていると仮定して較正される。しかしながら、カートリッジホルダー 3 及び本体 2 が正しく取り付けられていない場合は、ユーザは、薬剤の正しい投与量を受け取れないことがある。例えば、カートリッジホルダー 3 が、それがその公称取り付け位置にあるよりも本体 2 からより遠く離れている場合、投与量設定装置 3 によって作動されたピストン(図示せず)は、カートリッジホルダー 3 の本体 2 への不適切な取り付けのために所望の投与量を送達するのに十分ではない設定距離を移動する。

[0011]

30

10

40

10

20

30

40

50

図1は、カートリッジホルダー3に取り付けられたキャップ4を有する自己注射ペン1を示しており、カートリッジホルダー3は本体2に適切に結合されている。本体2上のインジケータマーク31とカートリッジホルダー3上のインジケータマーク21が自己注射装置1の長手方向の長さすなわち軸に沿って互いに回転方向に対し整列されている場合の、本体2とカートリッジホルダー3の間の適切な結合が示されている。図1において、カートリッジホルダー3上に配置されたキャップ4のため、カートリッジホルダー3は一部だけが見える。

[0012]

図2は、図1の自己注射ペン1をカートリッジホルダー3からキャップ4を取り外した状態で示す。カートリッジホルダー3は窓開口部33を含み、液体薬剤カートリッジ(図示せず)が存在するときは、そこを通して液体薬剤カートリッジを見ることができる。カートリッジホルダー3は注射針受け部35を開放端に含み、カートリッジを穿刺するための貫通するニードルカニューレ及びユーザの皮膚を貫通するための針を使用前に収納するための注入ハブの取付けを可能にする。カートリッジホルダー3は突出した外側リング36を含み、キャップ4は突出した内輪46を含む。キャップ4がカートリッジホルダー3上に押圧されると、各リング36,46が係合し、キャップ4がカートリッジホルダー3に向かうさらなる移動を防止する。キャップ4は、ユーザがキャップ4を取り付け及びカートリッジホルダー3からの取り外しのために握るのを支援する外輪42を含むことができる。

[0013]

自己注射ペン1は、本体2とカートリッジホルダー3が互いに適切に結合されていることを示すための視覚的インジケータ21,22および31,32を含む。図2及び図3に示すように、カートリッジホルダー3は、印31の形状の視覚インジケータと同様、印31がその上に位置する隆起した長手方向のバー32を含む。隆起したバー32はまた、注射ペン1が平坦な面(例えば、テーブル)上に配置された場合に、自己注射ペン1の十分な回転またはローリングを防ぐ。本体2は、印21の形態の視覚的なインジケータを隆起した部分22上に含む。カートリッジホルダー3と本体2が好ましくはお互いに通り抜けることで互いに適切に取り付けられている場合、隆起した部分22及び隆起した長手方向のにおいて回転方向に対し整列する。カートリッジホルダー3と本体2が互いに適切に適切において回転方向に対し整列する。カートリッジホルダー3と本体2が互いに適切に結合していない事象においては、視覚的なインジケータ21,22及び31,32は、図2に示したように適切には整列しない(すなわち、それらは、お互いに回転方向および/または軸方向にずれている可能性がある)。隆起したバー32及び隆起した部分22は、視覚障害のあるユーザが、カートリッジホルダー3が適切に本体2に取り付けられているかどうかを判定する際に支援することができる。

[0014]

図1~3に示したライン7は、カートリッジホルダー3と本体2の間の外部結合を例示している。図1及び図3に示したライン8は、キャップ4とカートリッジホルダー3の間の外部結合を例示している。

[0015]

図3は自己注射装置1の拡大図であり、同図において、キャップ4がカートリッジホルダー3に取り付けられており、及び、カートリッジホルダー3が適切に本体2に取り付けられている。図示のように、隆起した部分22,32のみならずインジケータ21,31の形態の、適切な位置合わせのための視覚的インジケータが、カートリッジホルダー3が本体2に適切に結合されていることを、視覚的にまたは触れることによってユーザに示す

[0016]

図4は、図1の自己注射装置1の本体2の窓24の拡大図である。窓24は、ユーザが 投与量設定装置またはノブ29により選択した液体薬剤の投与量を表示する。窓24を視 覚的に強調するように、窓カバー26が窓24を取り囲んでいる。窓カバー26はポイン タ 2 7 を含み、該ポインタは、投与量設定装置 2 9 をダイヤルすることで設定された投与量に対応した液体薬剤の投与量の方向を指す。投与量設定装置 2 9 は、好ましくは、ユーザが適切に装置を握ることを支援するぎざぎざ及び小凹部または小さな突起を含むダイヤルまたはノブである。

[0017]

図4に示した窓カバー26は本体2とは別個の要素であってよく、また、本体2上にオーバーモールドされたものであってもよい。別のものとして、本体2上に窓カバー26を印刷してもよい。いずれの場合も、窓カバー26と投与量設定装置29が同じ色であることが好ましい。更に、窓カバー26におけるカバー開口260の大きさは、それが本体2上の本体開口200よりも大きく寸法決めされていて、部分201が見えるようになっていることが好ましい。投与量設定装置29を用いてダイヤルされた投与量を表している斜めの数値軌道と整列するように、本体開口200を形成することが好ましい。より好ましくは、本体開口200は、本体開口200内に表示される上記斜めの数値軌道と同じ角度に配向された細長いスロットである。

[0018]

本発明の一実施形態では、図4に示すように、開口260は実質的に円形の開口であり、本体開口200とカバー開口260の両方の部分の上に伸びているポインタ27が付いている。このような構成の1つの利点は、本体開口200内の数値を強調するために対照的な前景を提供することにより部分201が明らかにされることができることである。

[0019]

図5~8は、本発明の自己注射装置の別の実施形態を示す。本実施形態では、カートリッジホルダー3上のインジケータマークは、円筒形態における、自己注射装置1の長手方向に延びるポインタ31aを持った印310である。カートリッジホルダー3が適切に本体2に取り付けられている場合、カートリッジホルダー3のポインタ31aは、図6および7に示すように、本体2のインジケータマーク21aと整列する。本実施形態はまた、自己注射装置1を視覚的に強調するために、本体2上にグリップ部28、48及びキャップ4をそれぞれ含む。好ましい実施形態では、グリップ部28、48は透明な材料で構成されている。図5~8の実施形態は、本体2、カートリッジホルダー3、キャップ4の取り付け方法については図1~4の実施形態と同様である。

[0020]

図9~12の自己注射装置の実施形態は、上で種々述べた実施形態の自己注射装置と異なっている。本実施形態では、カートリッジホルダー3は、カートリッジホルダー3が適切に本体2に取り付けられている場合は、図9に示すように、完全にキャップ4に覆われている。図10に示すように、カートリッジホルダー3上の矢印の形態のインジケータマーク31bは、本体2上の隆起したバー形状のインジケータマーク21bと整列されて、2つの部分が正しく結合されていることを示す。キャップ4は、少なくとも部分的に透明または半透明の材料で作られ、このため、カートリッジホルダー3上にキャップ4が取り付けられているときであっても図11に示すようにカートリッジホルダー3上のインジケータマーク31bを見ることが出来るようになっている。ラインまたはギャップ9は、キャップ4と本体2の間の結合の境界を示している。

[0021]

図9~12の実施形態では、キャップ4が完全にカートリッジホルダー3を覆っている。本体2の窓カバー26は窓24を囲んでいるが、本体2とは別個の要素であってよいし、或いは本体2上にオーバーモールドされてもよい。これとは別に、本体2上に窓カバー26を印刷してもよい。いずれの場合も、窓カバー26と投与量設定装置29が同じ色であることが好ましい。更に、図12に示すように、窓カバー26におけるカバー開口26の大きさは、それが本体2上の本体開口200よりも大きく寸法決めされていて、部分201が見えるようになっていることが好ましい。好ましくは、本体開口200が投与量設定装置29を用いてダイヤルされた投与量を表している斜めの数値軌道と整列するように、本体開口200を形成する。より好ましくは、本実施形態において示されるように、

10

20

30

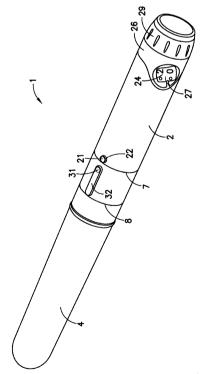
40

本体開口 2 0 0 は、本体開口 2 0 0 内に表示さる上記斜めの数値軌道と同じ角度に配向された、丸みのある縁を有する細長いスロットである。本実施形態では、カバー開口 2 6 0 は実質的に楕円形の開口であり、本体開口 2 0 0 と窓カバー開口 2 6 0 の両方の部分の上に延びるポインタ 2 7 を有している。このような構成の 1 つの利点は、本体開口 2 0 0 内の数値を強調するために対照的な前景を提供することにより部分 2 0 1 が明らかにされることができることである。

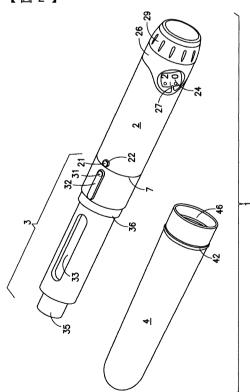
[0022]

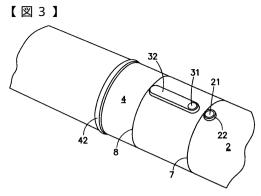
本発明の少数の例示的な実施形態のみについて上記で詳細に説明したが、当業者は多くの変更が本発明の新規な教示及び利点から逸脱することなく、例示的な実施形態において可能であることを容易に理解するであろう。従って、全てのそのような変更は、添付の特許請求の範囲およびその均等物に定義される本発明の範囲に含まれるものとする。

【図1】

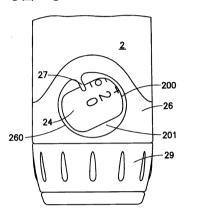


【図2】

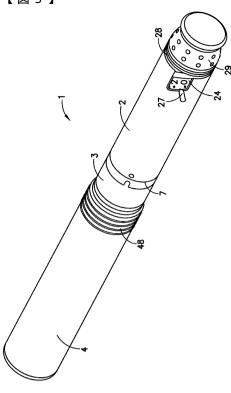




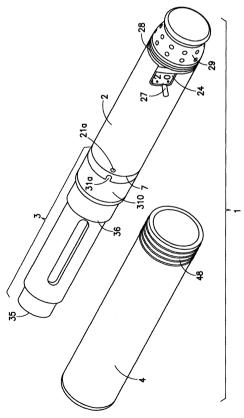
【図4】



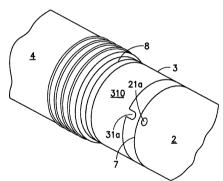
【図5】



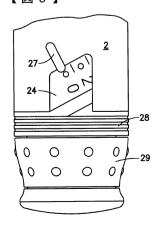
【図6】



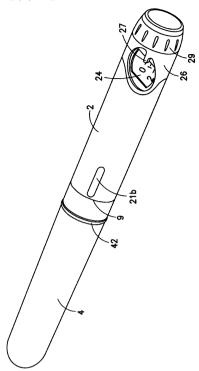
【図7】



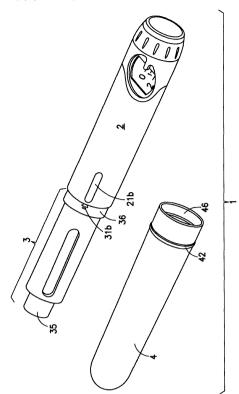
【図8】



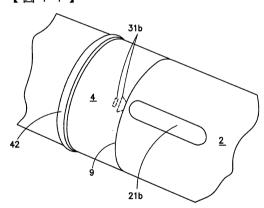
【図9】



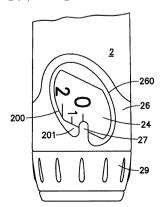
【図10】



【図11】



【図12】



フロントページの続き

(72)発明者 ジャレド シュナイダー

アメリカ合衆国 02910 ロードアイランド州 クランストン ブルックウッド ロード 60

(72)発明者 マーク グアライア

アメリカ合衆国 02905 ロードアイランド州 クランストン ナラガンセット ブールバード 1404

(72)発明者 マルゴー ボワイヤバル

アメリカ合衆国 02888 ロードアイランド州 ウォリック サウス アトランティック アベニュー 29

(72)発明者 ライアン シェイファー

アメリカ合衆国 0 1 5 8 8 マサチューセッツ州 ホワイティンズビル マーストン ロード 9 8 1

合議体

審判長 芦原 康裕

審判官 莊司 英史

審判官 関谷 一夫

(56)参考文献 特表2013-506457(JP,A)

特表2012-528618(JP,A)

特開2006-326309(JP,A)

特表平11-506968(JP,A)

特表2012-528631(JP,A)

特表2013-521963(JP,A)

米国特許出願公開第2008/0269688(US,A1)

米国特許第6001082(US,A)

(58)調査した分野(Int.CI., DB名)

A61M5/20,5/24,5/31